

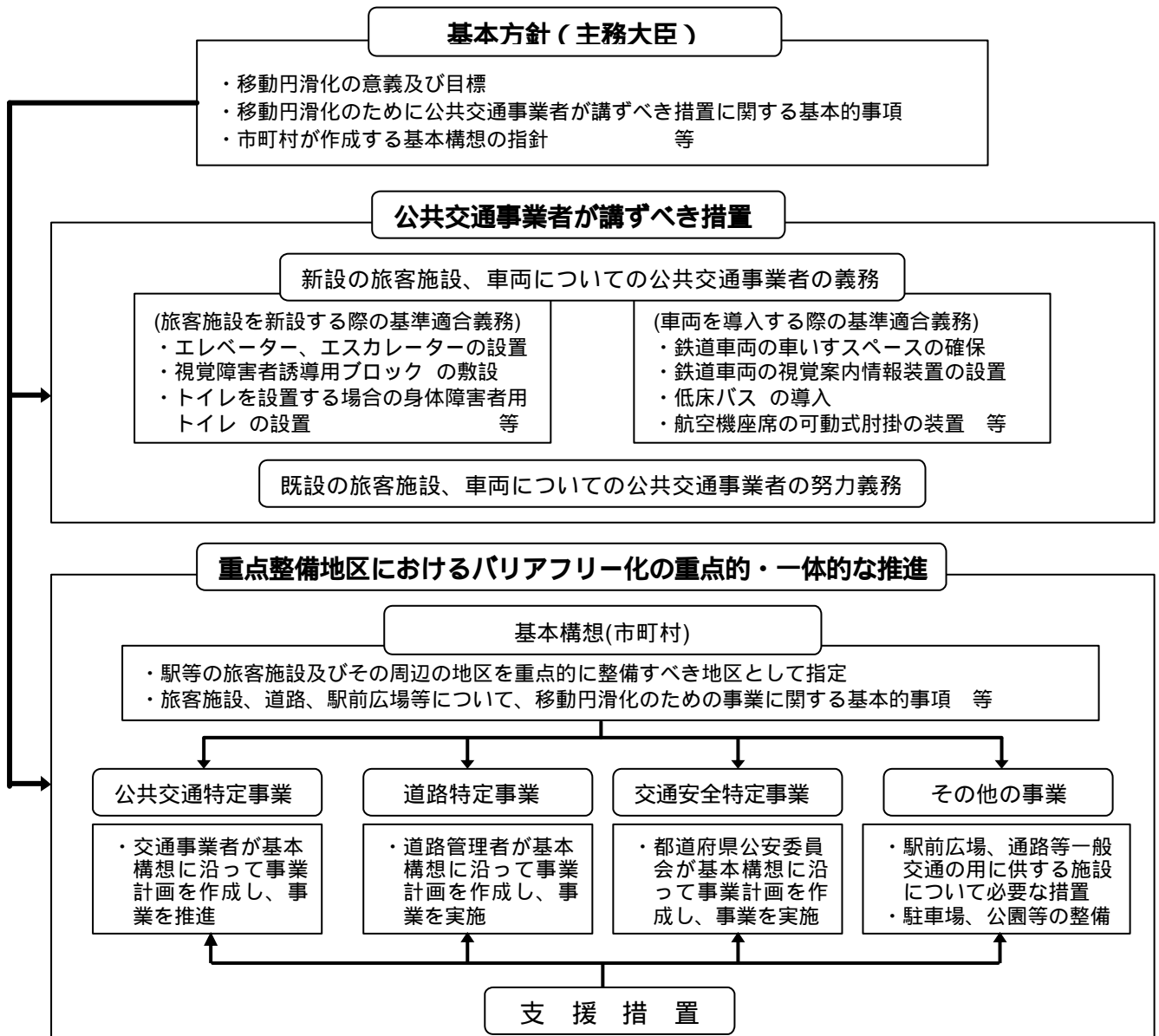
第1章 移動円滑化に関する基本的な方針

1. 基本構想策定の背景と目的

(1) 交通バリアフリー法の趣旨

- ・ 急速な少子高齢化や、障害者が障害のない人と同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透など、だれもが自立した日常生活や社会参加を営むことができるまちづくりを進めることが求められています。
- ・ このような背景の中、だれもが公共交通機関を利用して移動しやすくすることを目的として、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称『交通バリアフリー法』)が施行されました。
- ・ 市町村は法で示す基本方針に基づいて、一定規模の鉄道駅等を中心とした地区について、駅などの旅客施設、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を策定できるようになりました。

交通バリアフリー法の仕組み



)「ノーマライゼーション」、「交通バリアフリー法」、「身体障害者用トイレ」、「視覚障害者誘導用ブロック」、「低床バス」、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「交通安全特定事業」は、用語の説明(P49~P52)を参照。

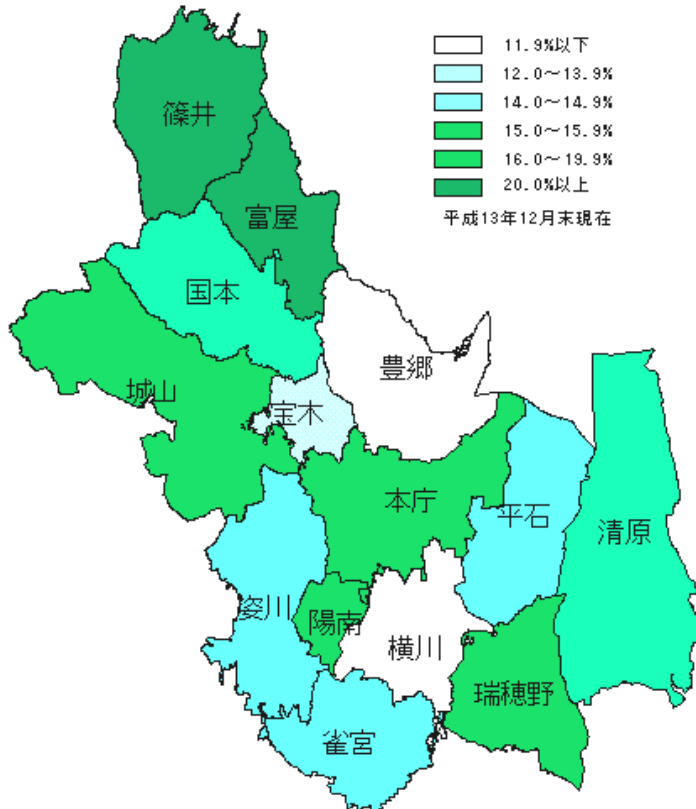
(2) 宇都宮市における高齢化と障害者の状況

高齢化の状況

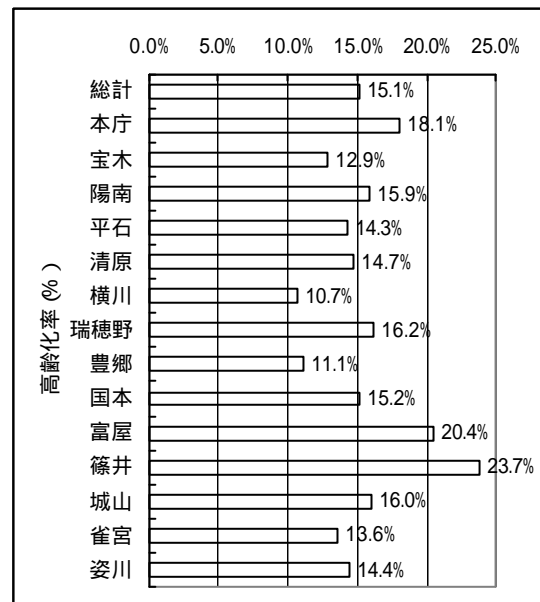
- ・本市の人口は、平成13年12月末現在で445,084人、65歳以上の高齢者は67,152人で、高齢化の割合は15.1%となっており、全国平均17.5%よりも低くなっています。
- ・但し、行政区域別に見た場合には、中心市街地を含む本庁地域、富屋地域、篠井地域では18~24%となっており、全国平均値を上回っている状況にあります。

宇都宮市行政区域別の高齢化状況（住民基本台帳 / 平成13年12月末現在）

65歳以上人口比率



地域区分	夜間人口 (人)	高齢化人口 (人)	高齢化割合 (%)
総計	445,084	67,152	15.1%
本庁	126,283	22,834	18.1%
宝木	29,627	3,821	12.9%
陽南	27,387	4,346	15.9%
平石	28,002	3,991	14.3%
清原	21,610	3,178	14.7%
横川	30,779	3,286	10.7%
瑞穂野	8,755	1,415	16.2%
豊郷	38,424	4,265	11.1%
国本	12,301	1,873	15.2%
富屋	4,393	898	20.4%
篠井	2,833	672	23.7%
城山	23,131	3,695	16.0%
雀宮	39,889	5,431	13.6%
姿川	51,670	7,447	14.4%

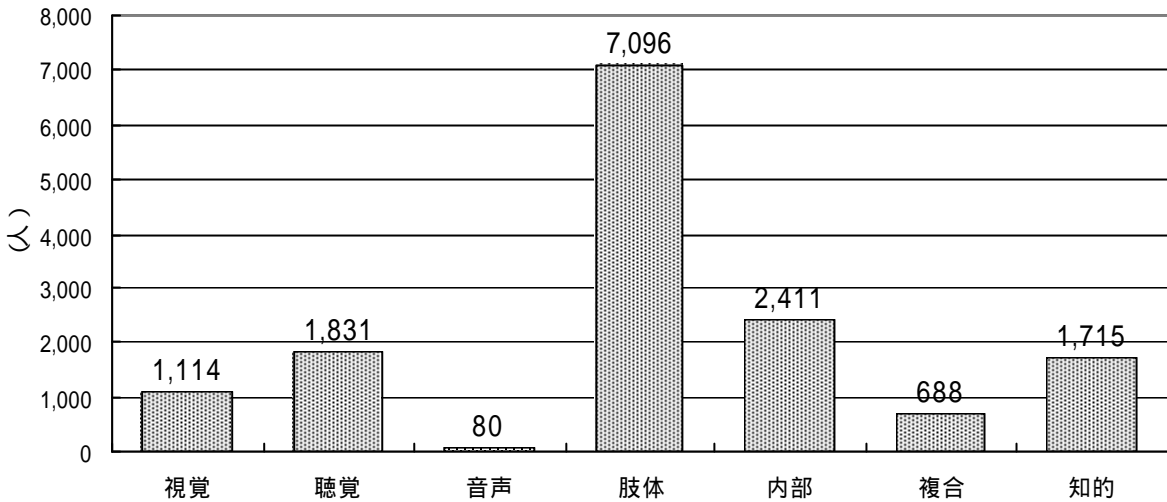


資料：「宇都宮市統計データバンク」

障害者数の状況

- ・本市の身体障害者手帳所持者は、平成 13 年 4 月 1 日現在で 13,220 人、平成 8 年からの 5 年間で 1,183 人増加しています。
- ・身体障害者を部位別に見ると、肢体不自由が 53.7%を占めています。
- ・療育手帳所持者は、平成 13 年 4 月 1 日現在で 1,715 人、平成 8 年からの 5 年間で 336 人増加しています。

身体障害者手帳・療育手帳所持者の状況（平成 13 年 4 月 1 日現在）

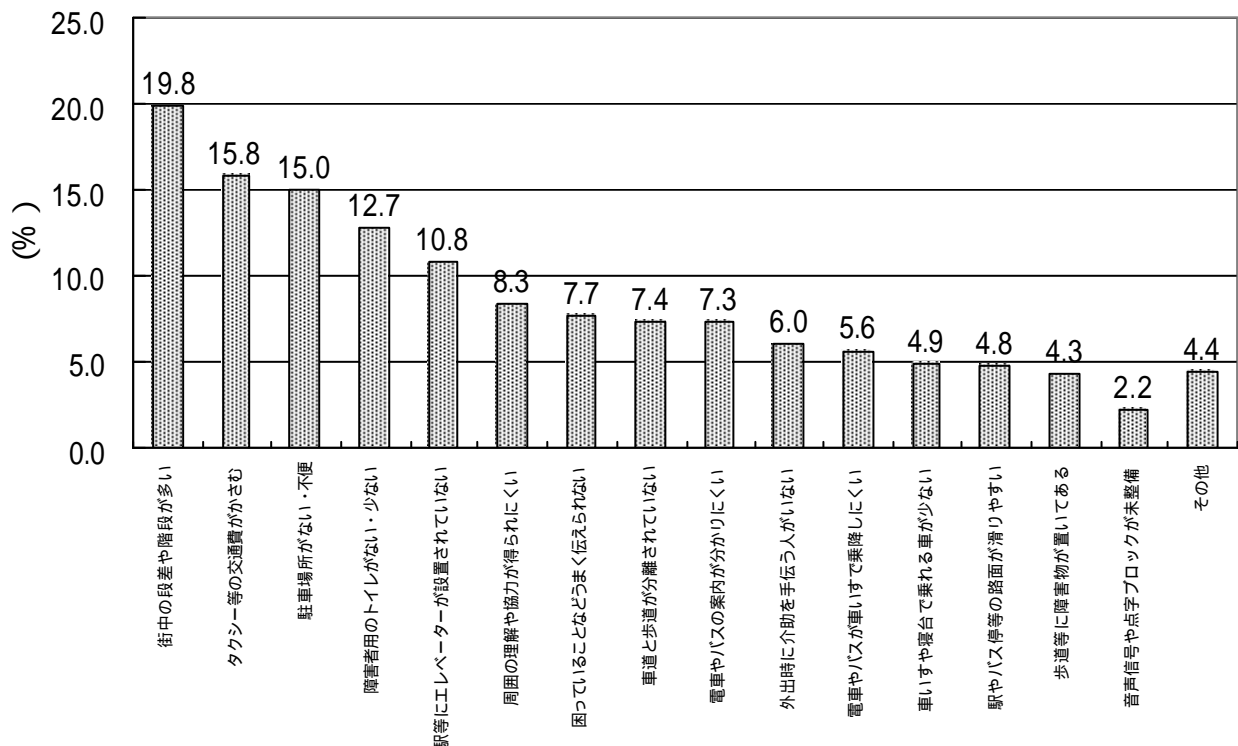


資料：「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(2001（平成 13）年)

障害者が不便と感じること

- ・身体障害者が、外出の際に不便を感じることは、「街中の段差や階段が多い」が最も多くっており、都市内を移動する際のバリアを早急に取り除いていくことが求められています。

身体障害者が外出の際に不便と感じる内容

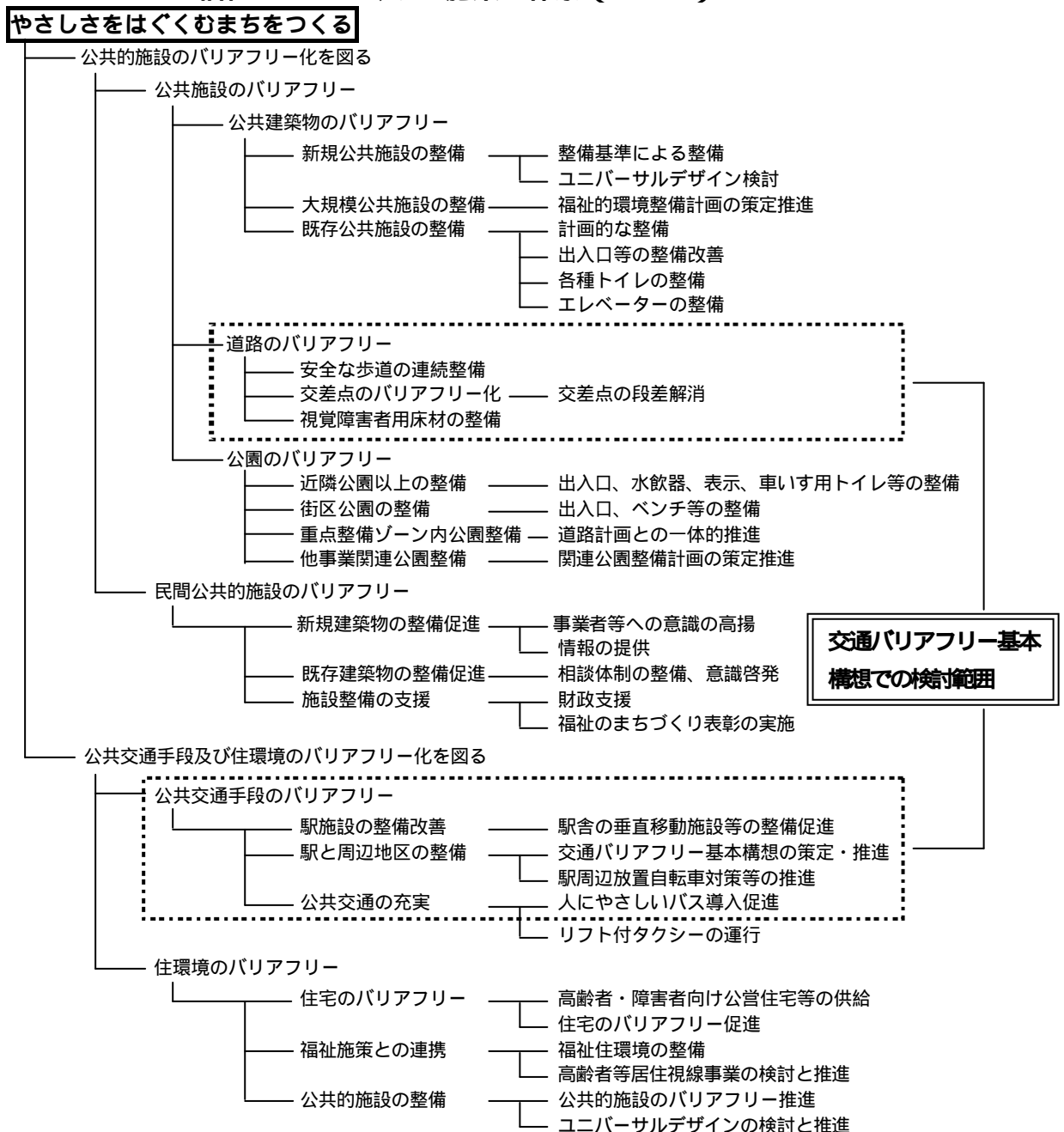


資料：「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(2001（平成 13）年)

(3) 宇都宮市の“まちづくりの取り組み”と基本構想策定の目的

- ・ 宇都宮市では、平成 5 年に建築物等の施設を整備する際の指針として「福祉のまちづくり ガイドブック」を作成し、平成 8 年には「福祉都市宣言」を行ってきました。
- ・ 平成 12 年 4 月には「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」を施行、施策を総合的・計画的に進めるために、平成 13 年 11 月に「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定し、「やさしさをはぐくむ“人とまち”をつくる」ことを目標とした施策体系の中では、公共交通手段のバリアフリーが位置づけられています（下図と次頁参照）。
- ・ このように、本市では福祉のまちづくりを進めてきましたが、高齢化の進行や障害者の状況を踏まえると、さらに積極的な取り組みが必要とされています。
- ・ このため、宇都宮市は、福祉のまちづくりを基本としながら、心のバリアフリーを進めていく一方、『だれもが公共交通機関を利用して移動しやすいまちづくりを早急を実現していくこと』を目的として、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定しました。

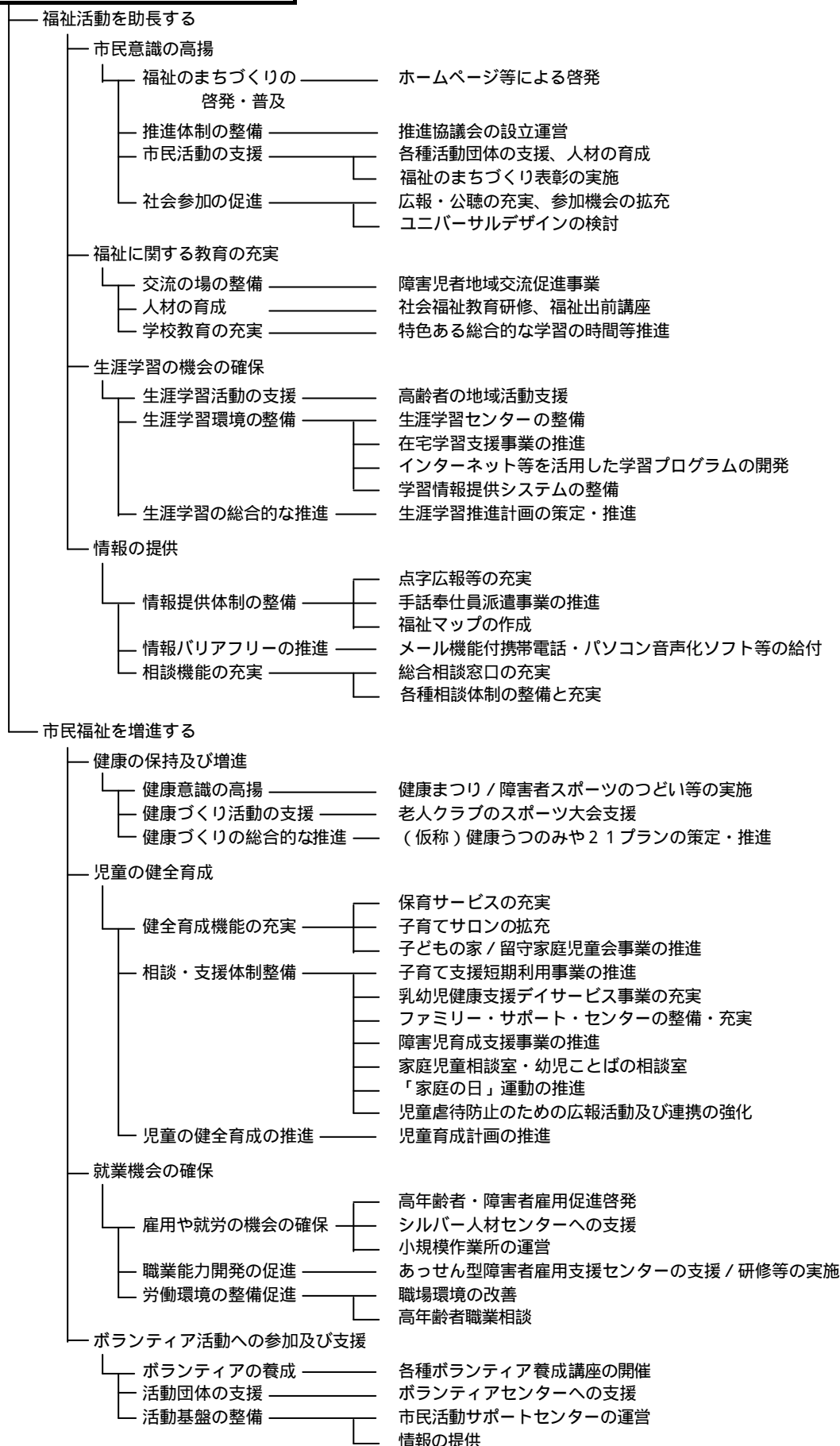
福祉のまちづくりの施策の体系（1 / 2）



資料：「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」（2001（平成 13）年）
 「福祉のまちづくり」は、用語の説明（P52）を参照。

福祉のまちづくりの施策の体系 (2 / 2)

やさしさをはぐくむ人をつくる



資料：「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(2001(平成13)年)

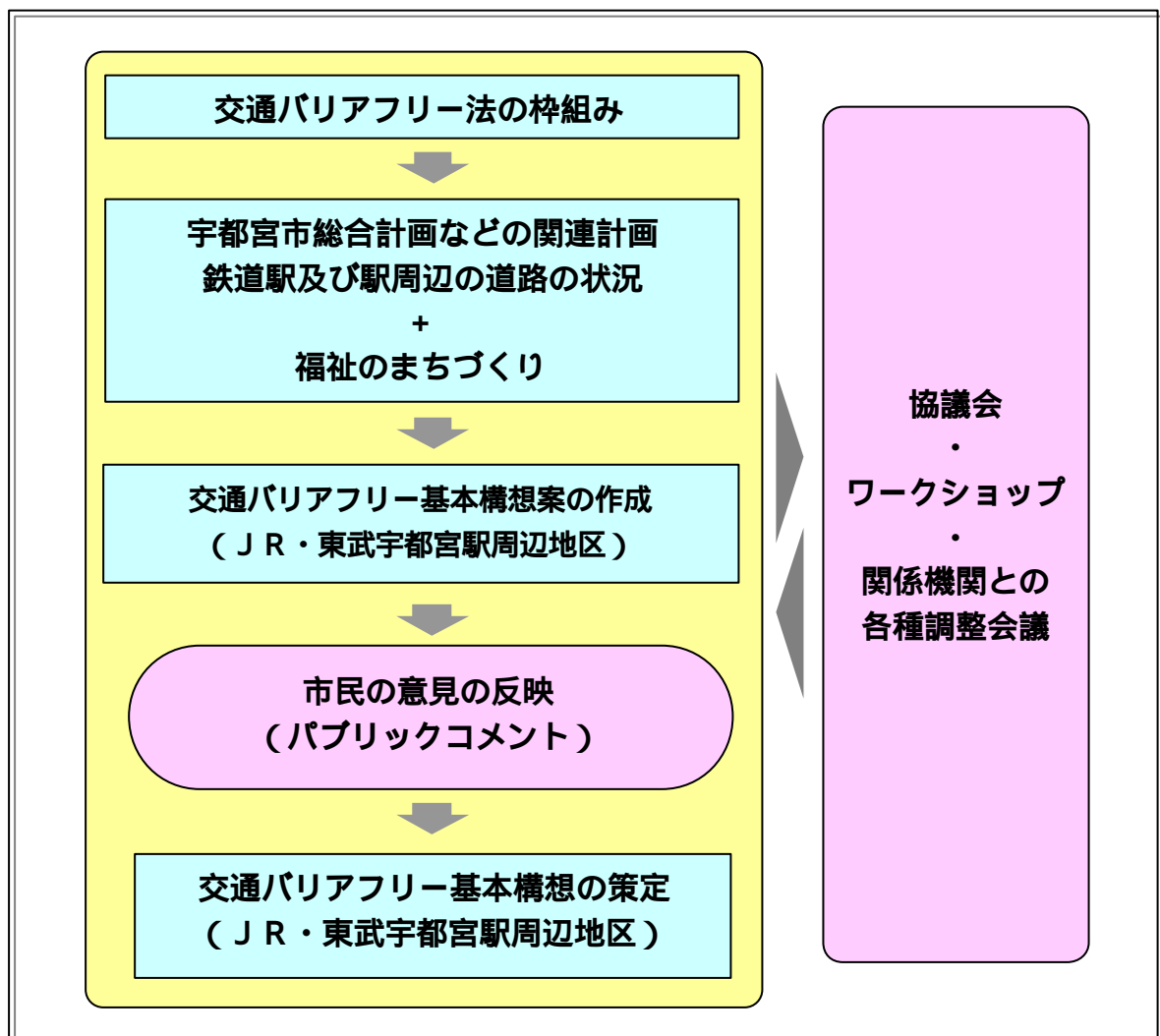
2. 目標年次

- ・ 基本構想の目標年次は 2010 年（平成 22 年）とします。

3. 策定手順

- ・ 基本構想の策定に際しては、高齢者及び障害者の方々の意見や考え方を十分に反映する必要があります。
- ・ このため、平成 13 年度の基礎調査では、現地の問題点を把握するために高齢者や障害者の方々に参加して頂き、現地点検調査やワークショップ を実施しました。
- ・ 平成 14 年度では、各団体や市民の方々を中心として、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者から構成される協議会によって検討を進めてきました。
- ・ 平成 14 年 12 月までに検討してきた内容をとりまとめ、平成 15 年 1 月にパブリックコメント として公表し、市民の方々の意見を踏まえて修正を行い、平成 15 年 3 月までに交通バリアフリー基本構想としてとりまとめました。

宇都宮市交通バリアフリー基本構想策定の手順



)「ワークショップ」、「パブリックコメント」は、用語の説明（P52）を参照。

4 . 基本構想の目標

(1) 都市内の移動における問題の認識

- ・平成 13 年度の基礎調査では、高齢者、視覚障害者、車いす使用者へのヒアリングによって、自宅より中心市街地へ移動する際に問題となる内容を把握しました。
- ・駅舎、道路、公共交通（車両を含む）、交差点（信号機を含む）、サインなどの施設や、自転車の放置などの問題が指摘されています。

都市内の移動における問題の整理（平成 13 年度基礎調査より）

対 象	内 容
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの利用については、大通りから J R 宇都宮駅西口のバス停へのアクセス性の改善、バス停でのベンチの設置要望などがある。 ・中心市街地での買物等は少ない。 ・中心市街地での問題点としては、オリオン通りの自転車走行、信号の歩行者青時間、歩道幅員などがある。 ・中心市街地での改善要望としては、公衆トイレ、休憩所の整備とその案内板の設置が多い。 ・大通りの地下道を利用する人は少ない。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターへの来訪が多く、買物での来訪は少ない。 ・中心市街地への交通手段としてバスも利用されている。 ・バスを利用するときに困ることとしては、空席が分からない、乗降時に段差につまずく、バスと歩道の隙間に落ちる、ダンゴ状態の時に目的のバスに乗れないなどである。 ・オリオン通りについては、幅員が広く、車が通らないので視覚障害者誘導用ブロックは必要ないという意見と、アーケードで音が反響し、歩きにくいので必要という意見に分かれている。 ・電車を利用するときに困ることとしては、ホーム上の設置物、勾配等による線路への落下の危険性、視覚障害者誘導用ブロックと滑り止めの誤認などがある。
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターへの来訪、買物・娯楽などで中心市街地に来ている。 ・中心市街地への交通手段としては自家用車が多いが、バスを利用する人もいる。 ・自家用車で移動するときに最も気を使うのは駐車場である。車いす専用の駐車スペースに一般車が止まっていることが多い。 ・バスを利用するときに困ることは、運賃表示が小さく見づらい、優先席に健常者が座っている、バスと歩道の隙間などである。 ・中心市街地での問題点としては、歩道のタイル舗装、歩車道段差、信号の歩行者青時間、オリオン通りの自転車走行などがある。 ・中心市街地での改善要望とは、休憩所の整備である。 ・電車を利用するときに困ることは、階段以外の昇降施設の整備、新幹線の車いす対応などである。

(2) 基本構想の目標

交通バリアフリー法の目的や、宇都宮市のまちづくりの基本理念を実現していくために、5つの方針を定めました。

- ・ 第4次宇都宮市総合計画（平成9年11月 宇都宮市）では、まちづくりの基本理念として『市民が輝く、誇れる、自立したまちづくり』を掲げており、交通バリアフリー法の目的“高齢者、障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保する”ことと、今後のまちづくりの方向性が合致しています。
- ・ 交通バリアフリー法の目的や、まちづくりの基本理念を実現していくとともに、都市内移動における問題を改善するために、本基本構想では、「バリアフリー化の目標と実現化に向けた取り組み方」として、以下に示す5つの方針を定めました。

バリアフリー化の目標と実現化に向けた取り組み方

【交通バリアフリー法の目的】

“ 高齢者、障害者
などの自立した日常生活
及び社会生活を確保する ”

【宇都宮市総合計画でのまちづくりの基本理念】

『市民が輝く、誇れる、自立したまちづくり』

【宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画の目標】

笑顔で言葉を交わし 健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまち 「やさしさをはぐくむ福祉のまち宇都宮」

バリアフリー化の目標と実現化に向けた取り組み方

方針1：だれもが安心、安全に移動できる駅舎・駅前広場などと、主要な歩行軸を整備します

方針2：だれもが快適に歩ける歩行空間を目指します

方針3：沿道の建物と一体となったスムーズなまちづくりを目指します

方針4：関係機関と連携し、バリアフリー化の早期実現を目指します

方針5：市民と協働して地区のバリアフリー化を進め、整備した後も、利用者の意見をフィードバックさせながら改善するなど、継続的な取り組みを行います